

令和3年11月

かずさ水道広域連合企業団議会  
定例会会議録

かずさ水道広域連合企業団



令和3年11月  
かずさ水道広域連合企業団議会定例会会議録

○招集年月日 令和3年11月8日  
○招集の場所 かずさ水道広域連合企業団議場  
○開会の日時 令和3年11月8日 午後2時00分  
○閉会の日時 令和3年11月8日 午後4時11分  
○出席議員

1番	村田 稔 君	2番	佐藤 麗子 君
3番	笹生 猛 君	4番	佐久間 勇 君
5番	石井 志郎 君	6番	石上 墨 君
7番	小倉 靖幸 君	8番	橋本 礼子 君
9番	竹内 伸江 君	10番	座親 政彦 君
11番	近藤 忍 君	12番	斉藤 高根 君
13番	吉本 充 君		

○出席説明者

広域連合企業長	渡辺 芳邦 君	副広域連合企業長	高橋 恭市 君
事務局 長	松上 晴彦 君	技 師 長	大野木 英司 君
参事(業務課長)	花澤 吉敬 君	経 理 課 長	大海 眞美 君
工務1課 長	吉岡 保彦 君	工務2課 長	高木 勝義 君
浄水1課 長	鮎川 正弘 君	浄水2課 長	鈴木 良彦 君
事業計画室長	林 豊 君	総務企画課副課長	増田 政弘 君
工務1課副課長	加藤 正志 君	工務2課副技監	星野 誠 君
工務2課副課長	藤村 浩隆 君	浄水1課副課長	齊藤 新一 君
浄水2課副課長	松井 紀裕 君		

監 査 委 員 多 田 賢 君

○出席事務局職員

議 会 事 務 局 員 田 口 貴 之 町 田 菜々子 高 濱 純 平

○議 事 日 程

日程第1	議 席 の 指 定
日程第2	議 長 の 選 挙
日程第3(追加)	副 議 長 の 選 挙
日程第4	会 期 の 決 定
日程第5	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日程第6	議 案 等 の 上 程

議案第1号 令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算  
(第1号)

議案第2号 かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益

剰余金の処分について

議案第3号 令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について

報告第1号 令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について

報告第2号 令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

日程第7 広域連合企業長の提案理由説明

日程第8 議案審議

○議事日程に付した事件 議事日程のとおり

~~~~~

## 開 会

(令和3年 11月 8日 午後2時00分)

**副議長(佐藤麗子君)** 本会議は、議長席が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長である私が職務を行います。よろしくお願いたします。

これより令和3年11月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を開会いたします。本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。

議事日程について申し上げます。これからの議事は皆様のお手元に配付しております日程表に基づいて、進行させていただきます。

なお、本会議での発言は、感染症対策のためすべて着座でお願いいたします。

また、議案説明のため地方自治法第121条の規定により広域連合企業長、副広域連合企業長及び事務局長ほか、事務局職員の出席を求めましたので御了承願います。

なお、本日の事務局の出席者については、座席表をお手元に配付してございますので御参照ください。

~~~~~

## 諸 般 の 報 告

**副議長(佐藤麗子君)** 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

川名寛章君には、6月30日に議員を辞職され、後任の議員に千葉県議会から吉本充君が、また、鵜田剛君には7月26日に御逝去による欠員の通知があり、議員でありました磯貝清君並びに須永和良君には9月29日に議員を辞職され、後任の議員に君津市議会から橋本礼子君、小倉靖幸君、石上墨君が、かずさ水道広域連合企業団規約第9条第3項の規定により就任されました。

ここで、このたび就任されました議員を御紹介いたします。紹介された議員は、起立の上、

黙礼をお願いいたします。

**副議長(佐藤麗子君)** 吉本充君

**議員(吉本充君)** (黙礼)

**副議長(佐藤麗子君)** 橋本礼子君

**議員(橋本礼子君)** (黙礼)

**副議長(佐藤麗子君)** 小倉靖幸君

**議員(小倉靖幸君)** (黙礼)

**副議長(佐藤麗子君)** 石上壘君

**議員(石上 壘君)** (黙礼)

**副議長(佐藤麗子君)** 次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に写しを配付しておきましたので御了承願います。

諸般の報告は以上であります。

.....

## 議 席 の 指 定

**副議長(佐藤麗子君)** これより日程に入ります。日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただ今、御着席の氏名標のとおり指定いたします。

.....

## 議 長 の 選 挙

**副議長(佐藤麗子君)** 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(佐藤麗子君)** 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選に決定いたしました。

議長の推選について意見を求めます。

**議員(石井志郎君)** 議長。

**副議長(佐藤麗子君)** 石井志郎君。

**議員(石井志郎君)** 議長につきましては、佐藤麗子議員を御推選いたします。

**副議長(佐藤麗子君)** ただ今、石井志郎君から私に議長の御推選がございました。

お諮りいたします。

佐藤麗子を議長の当選人として決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(佐藤麗子君)** 御異議ないものと認めます。ただ今、御推選のありました佐藤麗子が議長に当選いたしましたので告知いたします。

それではここで、私からひと言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、皆様方の御推挙によりまして、かずさ水道広域連合企業団の議長という要職を担うことになり、身の引き締まる思いでございます。議会の公平かつ円滑な運営を図りまして、かずさ水道の発展のために努力させていただきたいと思っております。格段の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

.....

## 副 議 長 の 選 挙

**議長(佐藤麗子君)** ただいま私、佐藤麗子が議長に就任し副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

ここで、副議長選挙を日程に追加し、直ちに副議長選挙を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤麗子君)** 御異議ないものと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程を追加いたします。よって、日程第3から日程第7までを繰り下げ、日程第2の次に日程第3、副議長選挙、以上でございます。

日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤麗子君)** 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選に決定いたしました。

副議長の推選について意見を求めます。

**議員(石井志郎君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 石井志郎君。

**議員(石井志郎君)** 副議長につきましては、近藤忍議員を御推選いたします。

**議長(佐藤麗子君)** ただ今、近藤忍君に副議長の御推選がございました。

お諮りいたします。

近藤忍君を副議長の当選人と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤麗子君)** 御異議ないものと認めます。ただ今、御推選のありました近藤忍君が副議長に当選いたしましたので告知いたします。それでは、副議長に当選されました近藤議員のごあいさつをお願いします。

**副議長(近藤忍君)** ただ今、皆様の推挙によりまして、副議長の任につくことになりました木更津市議会の近藤でございます。佐藤議長を助け議会の運営と、そしてまた、水道の届く市民の皆様方に実りある議会になるよう運営に粉骨砕身努力して参りますので、皆様の御協力よろしく申し上げます。

## 会 期 の 決 定

**議長(佐藤麗子君)** 日程第4、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日限りとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤麗子君)** 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

.....

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

**議長(佐藤麗子君)** 日程第5、会議録署名議員の指名をいたします。

本件につきましては、かずさ水道広域連合企業団議会会議規則第97条の規定により、議長において指名をいたします。

会議録署名議員に議席番号4番佐久間勇君、議席番号12番齊藤高根君を指名いたします。

.....

## 広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

**議長(佐藤麗子君)** 次に、広域連合企業長から招集のあいさつがあります。

**広域連合企業長(渡辺芳邦君)** 本日、ここに令和3年11月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

当企業団が事業を開始してから、2年7カ月が経過し、一昨年の台風被害や、昨年の年末年始にかけての漏水事故を受け、今年度は防災・減災対策について、職員が一丸となって鋭意取り組むとともに、引き続き、統合広域化基本計画に基づく施設整備を推進しております。

折しも、先月には東日本大震災から10年ぶりの震度5強を東京都でも記録し、各地で漏水が発生しました。首都直下型地震が現実味を帯びる中、老朽管の耐震化など、ライフラインの更新に大変注目が集まっておりますので、議員の皆様方におかれましては、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

本日提案いたします案件は、議案が3件、報告が2件、合わせまして5件でございます。議案の細部につきましては、後ほど提案理由説明の際に申し上げることといたしますが、十分、御審議をくださいますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。どうぞよろしくようお願いいたします。

## 議 案 等 の 上 程

**議長（佐藤麗子君）** 日程第6、議案等の上程を行います。議案第1号から議案第3号及び報告第1号から報告第2号までを一括上程いたします。議案はお手元に配付いたしましたとおりです。

.....

### 広 域 連 合 企 業 長 の 提 案 理 由 説 明

**議長（佐藤麗子君）** 日程第7、広域連合企業長に提案理由の説明を求めます。

**広域連合企業長（渡辺芳邦君）** はい、議長。

**議長（佐藤麗子君）** 広域連合企業長、渡辺芳邦君。

**広域連合企業長（渡辺芳邦君）** それでは、本日提案いたします議案等の概要につきまして、御説明申し上げます。今議会に提出いたしました議案は3件でございます。内容といたしまして、「令和3年度水道事業会計補正予算」として、更新工事について債務負担行為を設定しようとするもの、「令和2年度決算における未処分利益剰余金の処分」、「令和2年度水道事業会計決算の認定」でございます。

また、2件の報告がございます。ひとつ目は、「令和2年度水道事業会計予算繰越計算書」について、ふたつ目は、「令和2年度決算に基づく資金不足比率について」でございます。

以上が、本日の議案等の概要でございますが、詳細につきましては事務担当者が説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

.....

## 議 案 審 議

**議長（佐藤麗子君）** 日程第8、議案審議を行います。

議案第1号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

**事務局長（松上晴彦君）** はい。

**議長（佐藤麗子君）** はい。事務局長松上晴彦君。

**事務局長（松上晴彦君）** はい。それでは、議案第1号「令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。議案書1頁をお開き願います。

第1章水道事業でございます。第1条は、総則でございます。

第2条は、「債務負担行為」を追加しようとするものでございまして、表に記載の「笹毛地先送水管更新に係る経費」と、「本庁舎冷温水発生機更新に係る経費」の2件を、新たに設定しようとするものです。「笹毛地先送水管更新に係る経費」につきましては、令和2年12月28日に発生をいたしました送水管漏水事故箇所の更新工事を行うもので、交付金を活用した上で、早期に工事に着手をするため、計上したものでございます。令和4年度の交付金を活用するため、令和4年4月1日からの工期の開始を予定しております。

次に「本庁舎冷温水発生機更新に係る経費」につきましては、本庁舎空調機に使用されて



いる冷温水発生機に、経年劣化による重度の故障が生じており、修繕もできない状態であるため、機器の更新を行うものでございます。早急に着手しないと、来年度、冷房使用ができず、執務環境が著しく劣悪な状況になってしまうということを考慮いたしまして、現行と同等の機器を、既設の配管や基礎を活用して整備することとし、本年度中に契約して、来年度の冷房使用前には機器を稼働させるべく債務負担行為を設定しようとするものでございます。

なお、経費総額3,000万円、5つのセグメントで均等按分し、水道事業に4団体分2,400万円、用水供給事業に600万円を計上いたします。

2頁をお開き願います。第2章水道用水供給事業でございます。

第2条に、先ほど水道事業の部で御説明をいたしました「本庁舎冷温水発生機更新に係る経費」600万円を計上しております。

7頁及び11頁には、「債務負担行為に関する調書」を掲載しております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

**議長(佐藤麗子君)** 補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤麗子君)** ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤麗子君)** ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第1号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長(佐藤麗子君)** 賛成全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長(佐藤麗子君)** 議案第2号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

**事務局長(松上晴彦君)** はい。

**議長(佐藤麗子君)** 事務局長松上晴彦君。

**事務局長(松上晴彦君)** はい。それでは、議案第2号「かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の補足説明を申し上げます。

議案書13頁をお開き願います。

本案は、令和2年度決算における未処分利益剰余金を処分するにあたり、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

15頁をお開き願います。表の1水道事業の部、2は水道用水供給事業の部の処分計算書となっております。

まず、1の水道事業の部から御説明をいたします。

水道事業では、表の右の列、「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、29億1,205万4,711円ですが、このうち24億4,470万7,733円を、議会の議決を得て処分しようとするものでございます。その内訳でございますが、3行目、減債積立金へ6億1,127万8,527円、4行目の資本金への組入といたしまして18億3,342万

9, 206円でございます。

恐れ入りますが、議案書の次に、「議案第2号資料」と書かれましたペーパーがございます。こちらを御覧いただきますようお願いいたします。こちらで詳細の説明を申し上げます。この資料には各セグメントの状況が記載されております。

1頁の2各事業体の未処分利益の状況の表が、セグメントごとの未処分利益の状況となります。

1枚めくっていただきまして2頁の表が積立金の処分に関するセグメントごとの方法とその根拠を記載させていただいております。

まず、積立金の処分について御説明いたします。2頁の処分案を御覧ください。

利益処分につきましては、当面の間は、各市域セグメントの状況を勘案して行うとされております。木更津市域は企業債償還金の財源確保をするということで減債積立金に、袖ヶ浦市域も同様に、減債積立金とするものでございます。

なお、君津市域・富津市域につきましては、純利益等の状況を勘案し、未処分のまま繰越をしようとするものでございます。

次に資本金への組入でございますが、これは、会計制度の見直しが平成26年度にありまして、積立金を実際に使った場合には、使った後の金額が、再度、未処分利益の扱いに戻ります。今回の処分案では木更津市域、君津市域、袖ヶ浦市域が該当いたします。既に積立金を使っているということで、現金の裏付けがございません。そこで経理処理上の一般的な手法として、資本に組入を行うものでございます。

また、富津市域の未処分利益剰余金のうち、7億6,557万2,656円、こちらにつきましては、平成26年度の会計制度の見直しにより利益剰余金に振り替えたものがございました。その中で現金の裏付けを伴っていない部分について、今回資本への振替を行います。このことによって他の市域と同じような形で整理しようとするものでございます。その結果、四市併せまして、18億3,342万9,206円を資本金に組み入れようとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書15頁にお戻りください。

減債積立金への積立、資本金への組入はただいま説明をいたしましたとおりですが、繰越利益剰余金は4億6,734万6,978円となりまして、その内訳は、君津市が2億869万4,511円、富津市が2億5,865万2,467円となっております。

つづきまして、2の水道用水供給事業の部でございます。表の構成は水道事業と同じです。

当年度末の未処分利益剰余金残高が19億9,976万2,677円、このうち17億9,976万2,677円を処分しようとするものでございます。

内訳は、減債積立金に8億8,700万3,542円、建設改良積立金に1,304万2,756円、資本金への組入といたしまして8億9,971万6,379円となっております。

これは、まず企業債償還金に必要な財源の確保と、将来の更新事業等の増加に備えるということで建設改良積立金をいたしまして、そのうえで、次年度以降の財政収支を勘案して2億円を未処分のまま繰り越そうとするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

**議長(佐藤麗子君)** 補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤麗子君)** ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤麗子君)** ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。

議案を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長(佐藤麗子君)** 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長(佐藤麗子君)** 議案第3号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

**事務局長(松上晴彦君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** 事務局長松上晴彦君。

**事務局長(松上晴彦君)** はい。それでは、議案第3号「令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について」の補足説明を申し上げます。

議案書17頁をお開きください。

これにつきましては、お手元に配布させていただきました資料インデックス「決算の概要」、A3横版の「令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の概要」という資料がございます。こちらは決算書から重要な部分を抜粋させていただきました。これに沿って説明をさせていただきます。

まず1頁を御覧ください。

事業開始から2年度目となる昨年度も、平成29年に策定されました「君津地域水道事業統合広域化基本計画」に沿って、施設の耐震化、管理体制の効率化、財政基盤の強化を中心に取り組みを進めました。昨年度は、大寺浄水場新管理本館の付帯電気設備や水質計器更新工事が完工したほか、遠方監視制御設備の更新、第1中継ポンプ場の設備更新、市域をまたいで水道水を供給するための連絡管布設、約40kmにわたる老朽管の更新工事などを実施いたしました。

なお、本日現在、職員数は157名、定員160名ですが、約半数が基本的に2、3年で交代する県や市からの派遣職員であり、組織の安定的な運営のためには企業団採用の職員を増やすよう取り組んでおります。

財源の確保に関しましては、一般会計からの出資金を受け入れるほか、国庫補助制度を積極的に活用し、企業債の依存度を下げるよう努めております。昨年度は全体で約20億8,000万円の外部資金を受けることが出来ました。

つづきまして、2頁をお開きください。

決算報告書でございます。こちらは予算額に対する「決算額」を示したものでございます。

まず、水道事業から、(1)「収益的収入及び支出」、収入で、第1款水道事業収益は、決算額で108億7,473万2,146円、執行率は99%を超えております。収益の内容は、第1項営業収益で、94億3,529万947円、内容は右側の説明欄にございます。97%が給水収益で、その他は消火栓の維持管理負担金や、開栓や閉栓・給水装置の工事申請手数料、下水道使用料徴収等事務負担金などでございます。

第2項営業外収益が14億3,944万1,199円で、主な内容は加入金のほか、配当

金、営業助成補助金などの他会計補助金です。

なお、「長期前受金戻入」とありますのは、平成26年度の会計制度の改正によりまして、補助金や交付金は、まず負債に計上いたします。その後、減価償却費を計上する都度、その見合い分を収益に移すことになっております。これはその計算結果で、新規の現金収入を伴うものではありません。予算額との主な差は、加入金で、これは過去の実績により予算計上させていただきましたが、実際は1億4,000万円ほど少なかったということによるものでございます。

次に、「支出」でございます。第1款水道事業費用決算額は96億5,904万1,382円、執行率97%でございます。内訳として、第1項営業費用が92億4万435円で、主なものは、用水供給事業からの受水費、人件費、検針・料金徴収や運転管理業務などの委託料、漏水修繕、水道メーター交換、動力費、減価償却費などでございます。

なお、不用額の主なものは、委託料、修繕費の執行残となっております。

第2項営業外費用4億5,132万4,881円で、主なものは企業債の支払利息、消費税の納付額です。

第3項特別損失767万6,066円で、その内容は過年度分の水道料金の軽減等による過年度分損益修正損などでございます。

第4項予備費の執行はございません。

収益的収支の差引額ですが、表の下に記載のございますとおり12億1,569万764円、税引き後の当年度純利益は8億8,442万5,134円となりました。

次に3頁をお開き願います。

(2)でございますが、「資本的収入及び支出」で、こちらは支出を先に御説明させていただきます。

「支出」、第1款資本的支出は、決算額67億4,975万8,419円ですが、建設改良費の翌年度繰越が、1億4,038万2,000円発生しましたので、不用額は6億3,139万6,581円となります。執行率は92%です。内訳といたしまして、第1項建設改良費49億8,681万3,267円は、老朽管更新や配水区域の統合のための連絡管布設工事の費用です。不用額は、入札差金と予定工事の一部の取り止めがありました関係上発生したものでございます。

第2項企業債償還金は17億6,294万5,152円です。

第3項予備費の執行はございません。

以上の支出に対しまして、収入です。第1款資本的収入、決算額は31億9,348万2,222円で、執行率は80%となります。

内訳ですが、第1項企業債10億4,220万円、第2項出資金、統合広域化基本計画に基づき四市の一般会計から9億2,559万円を出資していただきました。

第3項国庫補助金10億8,785万円は、生活基盤耐震化等交付金でございます。

第4項他会計補助金5,087万5,665円は、君津市の補助制度でありますところの高料金対策事業補助金でございます。

第5項負担金8,696万6,557円は各種工事の負担金として頂戴したものでございます。

なお、企業債が予算額を下回った理由ですが、木更津市で起債を見送ったこと、富津市で純利益見込みを考慮いたしました結果、借入額を抑制することとしたことによります。

なお、資本的支出額に対しまして、資本的収入額が35億円ほど不足する形となっております。

ますが、これにつきましては表の下に記載のございますとおり、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

4頁をお開きください。水道用水供給事業でございます。

(1)の「収益的収入および支出」のうち、収入でございますが、第1款水道事業収益は、決算額68億8,283万1,153円で執行率といたしましては100%を上回る形となっております。内訳は第1項営業収益が65億5,074万195円で、大部分が給水収益ですが、この他に水質検査手数料が含まれております。なお、予算額に対する増額の主なものは給水収益で、実績給水量が予定給水量を45万4,000m<sup>3</sup>ほど上回ったためでございます。

第2項営業外収益3億3,209万958円は、説明欄の方でございますとおり資金運用による受取利息及び配当金、児童手当に充当する構成団体からの他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益でございます。

なお、予算額に対しまして決算額が2,600万円ほど増加した形となっておりますが、これは雑収益の項目におきまして予算では見込んでいなかったダム負担金の精算に伴う返還金、それから、令和元年度の台風被害に伴う給水活動等の費用に対しまして災害救助法に基づく交付があったということによるものでございます。

次に、「支出」でございます。

第1款水道事業費用、決算額は57億7,950万5,431円ですが、営業費用の翌年度繰越額が5,500万円発生をしております。その結果、不用額が4億6,705万1,569円で、執行率は93%となっております。

内訳は、第1項営業費用が54億9,946万9,694円で、説明欄にございますとおり特別職及び一般職の給与費、浄水場の運転管理等の業務委託料、施設・設備等の修繕費、浄水場及び送水系統の動力費、浄水処理用及び水質検査用の薬品費、亀山・片倉ダム及び小櫃堰の維持管理費等負担金、減価償却費などでございます。なお、不用額の主なものは動力費、修繕費などの執行残でございます。

第2項でございます。営業外費用2億7,885万6,827円は、企業債の支払利息及び消費税及び地方消費税の納付額などでございます。

第3項特別損失117万8,910円は、設備等の更新に伴う除却損となっております。

第4項予備費の執行はございません。

以上、収支差引額は表の下に記載がございましたように、11億332万5,722円、税引き後の当年度純利益9億4万6,298円となりました。

5頁をお開きください。こちらにも支出を先に御説明申し上げます。

第1款資本的支出、決算額は32億2,077万6,936円で、10億8,394万3,300円の翌年度繰越が発生しております。その結果、不用額は9億2,383万9,264円となりまして、執行率は82%でございます。この内訳は、第1項建設改良費が23億2,106万557円で、その主なものは老朽化施設を計画的に更新する事業で遠方監視制御設備更新工事のほか、記載の工事等を実施いたしました。

なお、不用額につきましては、主に工事の入札差金によるものでございます。

第2項企業債償還金が8億9,971万6,379円で、その内容は企業債の定期償還でございます。

第3項予備費の執行はございません。

以上の支出に対しまして、収入です。

第1款資本的収入では、決算額は3億1,912万円で、予算額に比べますと、2億262万円の減、執行率は61%となります。この内訳ですが、企業債が3億円、その内容は財政融資資金による建設改良事業債でございます。なお、予算額に比べて、発行額を2億円抑制しております。

第2項出資金ですが、1,912万円です。この内容は構成団体からの出資金で、繰出対象となりました工事は耐震化工事でございます。なお、資本的支出額に対しまして、資本的収入額が29億円ほど不足する形となっておりますが、こちらの表の下に記載のとおり当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

以上が、水道用水供給事業の決算の概要でございます。

6頁をお開きください。

「1 業務量」でございます。水道事業では、年間総有収水量3,332万3,572<sup>m</sup>、1日平均有収水量9万1,297<sup>m</sup>、給水戸数13万6,723戸、給水人口31万9,913人となっております。

また、水道用水供給事業では、年間総有収水量が5,004万1,670<sup>m</sup>、1日平均有収水量13万7,100<sup>m</sup>でございます。

水道事業では、年間の有収水量が前年度比で2.4%増加をいたしました。これは給水戸数が前年比で1.5%増えたということに加えまして、新型コロナウイルスの感染対策として在宅する時間が増えたということが主な要因と考えております。なお、水道料金収入は利用水量の増加に伴いまして2.6%の増となりました。水道用水供給事業ですが、年間有収水量が前年度比1.4%増加、これに伴いまして、給水料金収入は1%増加しております。

次の「2 収益的収支（3条予算）」と7頁左側の「3 資本的収支（4条予算）」でございます。こちらは、前年度決算との比較表となっております。

まず、「(1) 水道事業の部」でございます。

表の一番右の列に「前年度比較」がございます。これに沿った説明をさせていただきます。

まず最上段の水道事業収益ですが、2億194万9,421円の増額となりました。これは前述の水道使用量の増加に伴うものでございます。太線の下、水道事業費用2億3,304万9,635円の増加です。これは営業費用のうち、笹毛地先送水管修繕工事によりまして配水費が9,858万9,027円増加したこと、委託料が増えたことによりまして原水及び浄水費が8,057万4,373円の増加、水道メーター交換が増えたことによりまして給水費が5,634万4,290円の増加、総係費が2,896万9円の増加となったことなどによるものでございます。

営業外費用で支払利息が3,000万円以上減少しております。これは高金利時代に発行した企業債の償還が終わってきたということに伴うものでございます。

「(2) 水道用水供給事業の部」でございます。

水道事業費用のうち、営業費用で前年度に比べて、2億2,115万7,503円増加しております。これは原水及び浄水費で2億7,804万6,263円増加したことによるもので、浄水場施設等に係る継続工事において元年度に比べ2年度分の工事費が多額で修繕費が増となったことなどによるものでございます。

7頁をお開きください。

「資本的収支（4条予算）」の「(1) 水道事業の部」の資本的収入で、出資金と国庫補

助金が大きく増加をしております。統合広域化に係る交付金対象事業を積極的に実施いたしました結果、統合前に比べて大きく増加をいたしました。令和2年度に入りまして、工事を加速させたということで、さらに執行額が増えております。同じ頁の右側に【参考1】として各市域の状況をまとめておりますが、9頁の方に円グラフ化したものがございますのでこちらの方をお開き願います。左上の収益的収入でございますけれども、こちらで全体の8割以上が給水収益ということで占められております。その下の収益的支出では、水色の原水及び浄水費が約半分を占めています。水道事業の原水及び浄水費のうち、この87%は水道用水供給事業からの受水費ということになりますので、同じ組織内で違う会計間でのやりとりがあったということがございます。右側は資本的収入と支出ですが、上の水色、企業債の発行額は下の黄色。企業債償還金の額を下回っており、未償還残高は減少するというようになっております。

次の10頁は市域別の決算状況です。左側中ほどに市域別の純利益を記載していますが、御覧のとおり全て黒字が確保されております。

次の11頁は水道用水供給事業の部になります。左上、収益的収入でございますが、全体の95%を給水料金が占めております。各市域、それから、千葉県の割合は御覧のとおりでございます。左下の収益的支出では、円の左側、ピンク色で示されております減価償却費が全体の41%と目立っております。これは現金支出を伴うものではございません。内部留保資金として留保されるものとなります。右側は資本的収支の状況ですが、右下の支出が当年度に収入をいたしました企業債及び出資金のほか、減価償却費等により留保されたピンク色の内部留保資金により、賄われるということが示されております。

8頁にお戻りいただきまして、【参考2】を御覧ください。これは市域ごとに前年度決算との比較を行った表でございます。

まず左上、木更津市域ですが、水道事業収益は5,000万円余り増加をしております。これは新型コロナウイルス感染症の蔓延による巣ごもり需要などにより給水収益が約7,100万円余り増加したことなどによるものでございます。ただその一方で、加入金が1,400万円余り、消火栓維持管理費負担金が1,000万円余り、公共下水道使用料徴収等事務委託料が200万円余り減少しております。

水道事業費用は1,400万円余り増加をしております。これは給水量が増加したということに伴いまして、用水供給の側からの受水量が増加したこと、それから、メーター交換個数が増えたということがございます。純利益は前年度に比べまして859万円増加の4億4,000万円余りとなっております。

次に君津市域でございます。水道事業収益は4,800万円余り増加いたしました。これは木更津市と同様、給水収益が4,100万円余り、また、申請件数が増加したことにより消火栓維持管理費負担金が800万円余り増加したことなどによるものでございます。

さらに、このほかに下水道使用料の増による徴収等事務委託料、長期前受金戻入などの増加がございます。

一方で、加入負担金を伴う申請件数の減少により加入金が1,900万円減少いたしました。水道事業費用は2,700万円余り増加をしております。これは給水量の増加に伴い、用水供給事業からの受水量の増加、それから、漏水対応工事や施設修繕の増加などによるものです。

純利益といたしましては前年度並みの2億800万円余りとなりました。

次に富津市でございます。水道事業収益は3,800万円余りの増加となっております。

これは、木更津市、君津市と同様に給水収益が2,000万円余り増加したことによるものでございます。

水道事業費用は1億5,700万円余り増加をしております。これは規模の大きな漏水修繕工事の発生などによるものでございまして、純損益はこの影響を大きく受けたところですが、最終的には6,400万円余りの純利益を確保することができました。

次に袖ヶ浦市域でございますが、水道事業収益は6,400万円余り増加しております。これは3市同様給水収益が9,600万円余り増え、また、袖ヶ浦駅前等の宅地開発により加入金が増加したことなどによるものでございます。

一方、市の一般会計の方から受けてきた営業助成補助金が5,400万円余り減少しております。水道事業費用は3,400万円余り増加いたしました。これは給水量の増加に伴いまして用水供給事業からの受水量が増加したことや、水道メーターの検定期間満了に伴うメーター交換個数の増加などによるものでございます。

純利益は1億7,000万円余りを確保いたしました。

決算に関する説明は以上でございます。

なお、決算審査におきまして、「決算書は、法令に準拠し経営成績及び財政状態を適正に表示している。また、事業の運営は経営の基本原則に沿って行い予算の執行についてもおおむね所期の目的を果たしているものと認められる。」との御意見を監査委員よりいただいております。

なお、ここで、水道事業及び水道用水供給事業の営業費用のうち、委託料の執行に関する追加説明を申し上げます。

執行残の中から合計154万円を執行いたしまして、調査委託を2件実施いたしました。

この背景といたしましては、平成29年10月に当広域連合企業団の設立に向けて策定されました「君津地域水道事業統合広域化基本計画」こちらの第11章の方に、「平成36年の料金改定までに、事業の進捗状況を踏まえ、水道用水供給事業と水道事業を一体とした経営と運営を図るために、「広域連合ビジョン」を策定し、情勢の変化に対応するものとする」との記述がございます。

当広域連合企業団はこの計画を基にして平成31年1月21日に設立され、同年4月1日より事業を開始しております。

企業団と申しますのは、地方公営企業法に基づき事業を行う一部事務組合であるということから公営企業会計が適用されます。特徴といたしましては、地方公営企業法第24条第1項に「地方公営企業の予算は、地方公営企業の毎事業年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるものとする。」とございまして、議決事項は、款項目節のうち款項までとされ、水道事業であれば「1款水道事業費用、1項営業費用」が議決事項で、目節レベルの予算流用は業務に必要であれば適宜行って、事業運営の安定性・効率性の確保を優先するように制度設計がなされております。これは、基本的に業務内容が定まっている水道のような現業部門と、様々な企画立案が行われる政策部局の違いに由来するものでございます。

そのため、同じ水道事業を行っているということであっても、事業体ごとに違う実務ルールが成立しているということは必然的なことですが、当広域連合企業団は5つの事業体をいわゆる対等合併に相当する水平統合の形で集約をいたしましたので、実務ルールの調整が当然必要になりました。この作業は現在も続いているところですが、当初の時点では、広域連合企業団も旧君津広域水道企業団と同様に、企業団の形態であるということから、その



実務ルールを基本として事務処理が始まりました。

ところが、業務の種類は、水道用水供給事業よりも末端給水を行う水道事業の方が遥かに多く、工事の設計・積算の細かい部分や仕様書の表記方法が市域で異なっておりまして、調整作業に時間を要した結果、初年度の契約が非常に遅くなる事態となったほか、財務・経理関係の事務書類の作成ルールなども同様に調整を要したということで決裁手続きに大変時間が掛かるなど、ある程度予測されたとはいえ、広域連合企業団としての実務ルールが確立されない以上は、毎年発生する派遣職員の交代の都度、こうした混乱の生じるということがほぼ確実な構造になってしまっております。

令和2年度に入りまして、調整すべき事項がいくつも判明してきており、5つの事業体でそれぞれ常識とされてきた事柄を擦り合わせながら、効率的に事業を進めるということは非常に難しいのですが、加えまして、解決すべき事業の全貌がまだ把握しきれておらず、このことは将来ビジョンを描く上で当然支障となってまいります。

この原因ですが、各構成団体の感覚の違いに由来する部分が大きく、例えば、ある構成団体では問題視されてなかった事項が別の構成団体の考え方に照らしますと、それは問題ではないかということになると、こういった構図の課題が次々と見つかっているという状況でございます。

そこで、当広域連合企業団の抱えている問題を出来る限り正確に把握いたしまして体系的に制御いたしませんと生産性を上げるということは当然難しく、また、広域連合ビジョンを作るということも難しいということで、この作業を派遣元で身に着けた常識を基に考えている職員同士で協議をさせ続けても、まず相互理解に達するまでに時間が掛かると、そこから解決策を探るということになりますと時間が大分掛かる。そこで、これは第三者が聞き取り調査を行って相違する部分を整理する。他団体の事例等を踏まえまして調整の方向性を見つけていくということが作業的に早いだろうと、そのように考えまして、作業を始めて成果が出る前に派遣職員が代わってしまいますと話が元に戻ってしまうということから、昨年度急遽年度途中に執行残を使わせていただいて発注を行ったということでございます。

次に、この作業を誰にやらせるか、委託先の選定条件というものを考えました。まず、水道事業の実務によく精通されているということが当然望ましいと、さらに広域統合した水道事業体で起きている様々な問題と実情をよくわかっているということが望まれてまいります。

適切な業者を調べましたが、結果、横浜市水道局の100%出資をされている子会社であり、全国各地の水道事業体と業務支援協定を結び、多くの実績を上げている株式会社横浜ウォーターのほかに条件を満たす業者が見つからず、同社に委託することとなった次第でございます。

説明は以上でございます。

長くなりましたが、よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議長(佐藤麗子君)** 補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

**議員(佐久間勇君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** 佐久間議員。

**議員(佐久間勇君)** それでは議案第3号の決算の認定に入る前にちょっとお聞きしたいと思います。また、長々と御説明いただきまして、追加説明いただきましたけども、認定に入る前にお聞きしたいことがあります。

11月2日に懇話会を開催しまして、決算書が配布され、説明を受けました。中2日をおいて5日の正午までに質問通告を出す段取りとなっていました。四市から、また、県から選出された各議員で構成される企業団議員ではありますが、議案の配布から質問受付の日程は審議するのに足るものとは言いがたい。この点どう考えているのか、お聞かせください。

**総務企画課副課長(増田政弘君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 総務企画課増田副課長。

**総務企画課副課長(増田政弘君)** 総務企画課増田でございます。よろしく申し上げます。御説明申し上げます。今回皆様に資料をお配りしてから本会議までの期間は1週間しかとれなかったため、質問の作成に要する期間が短かったということの御質問だったということだと思います。当広域連合企業団議会につきましては旧君津広域水道企業団の実務ルールを踏襲しておりまして、企業団のルールでは議会にお諮りする前に構成団体の了解が必要でございます。まず、各構成団体の企画担当部長で構成する幹事会で説明を行い、次に四市市長と千葉県副知事で構成する経営会議で了解を得た上で議会開会という運びになります。今後につきましては経営会議終了後速やかに資料配布などを行うなど皆様からの御質問をいただくまでの期間を確保できるように検討して参ります。以上でございます。

**議員(佐久間勇君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 佐久間議員。

**議員(佐久間勇君)** はい。いつもそのようにお願いいたします。四市の水道事業と君津広域水道企業団で行っていた水道用水供給事業をこのかずさ水道広域連合企業団で一本化して10年のセグメント方式の運用で3年が経過している訳です。個々の自治体のときもこの広域連合企業団になっても目的は同じであります。安全な水を安定的に供給すること、更にコストの削減と水道料金の安定です。この決算書を見ますと23頁から始まる水道事業報告書、85頁から始まる水道用水供給事業報告書とあります。水道事業と用水供給事業、決算書を2つ作成する必要性についてお聞かせください。

**総務企画課副課長(増田政弘君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 総務企画課増田副課長。

**総務企画課副課長(増田政弘君)** 総務企画課からお答えいたします。企業団といたしましては事業会計の一本化をした方が良く思っておりますが、法の定めによりまして現在の形となっております。つまり、当広域連合企業団の統合の形態は四市の水道事業の統合と旧君津広域水道企業団が行っていた事業を水平統合する形で行われました。事業開始にあたっては水道法に基づき厚生労働大臣認可を受けることとなっておりますが、水道事業と用水供給事業が別々に認可を受けることとされておまして、そのため、財務諸表の作成につきましても区分する必要があるということでございます。以上でございます。

**議員(佐久間勇君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 佐久間議員。

**議員(佐久間勇君)** はい。わかりました。派遣職員とか企業団職員の限りある人員の中で2つの会計報告を作っていくということは非常に大変ではないのかなと、一般的には現業ですけども、水を安全に送る、そういうことがメインの仕事であると思うので、現在はセグメント方式の最中ですけども、今後統一化されてくるにあたって、やはり職員労力を安定供給する方に向けてもらった方がありがたいのかなと思います。

では、本題の決算書の質問に入ります。4頁の収益的収入及び支出のうち、支出についてお聞きいたします。営業費用95億797万7,000円の中から3,065万5,000円を

営業外費用に流用しています。この営業外費用4億3,475万5,000円の当初予算から補正で223万2,000円を減額しています。補正し、さらに予算流用しているということについて説明をお願いします。

**総務企画課副課長(増田政弘君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 総務企画課増田副課長。

**総務企画課副課長(増田政弘君)** 御説明いたします。消費税納付額につきましては水道料金などの収入に係る課税売上というものと、購入や工事費などの支出に係る課税仕入があります。納付額は年間の課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を差し引いて計算いたしまして、その結果、支出が増加いたしますと消費税納付額が減少することとなります。初めに補正で223万2,000円の減額補正を行った理由から御説明いたします。こちらは袖ヶ浦市域分の建設改良費等で2,500万円の増額補正を行った結果、課税仕入が増えたので消費税納付額が減少することを見込んで2月定例会に減額補正予算案におきまして議決をいただいたものでございます。次に3,065万5,000円を営業費用から営業外費用に流用した理由でございますが、こちらは木更津市域と袖ヶ浦市域分でこちらにつきましても消費税の関係でございます。最終的に決算におきまして令和2年度の消費税納付額を計算した結果、支出に係る消費税額が予算額を超過したために3月に流用いたしました。なお、君津市域と富津市域につきましては消費税が還付となっております。以上でございます。

**議員(佐久間勇君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 佐久間議員。

**議員(佐久間勇君)** はい。わかりました。こういうの初めてだったもので、できれば消費税が確定したことによって、こういう書き方になっていくことを執行部説明でしていただいたら、こういった質問はなかったのかなと思います。

もう一点お聞きいたします。決算書38頁、業務委託契約に記載の契約のうち、かずさ水道広域連合企業団管網管理システム導入業務委託の業務内容と進捗状況についてお伺いいたします。

**浄水2課長(鈴木良彦君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 鈴木浄水2課長。

**浄水2課長(鈴木良彦君)** 浄水2課の鈴木と申します。かずさ水道広域連合企業団管網管理システム導入業務委託の業務内容と進捗状況につきまして浄水2課からお答えいたします。管網管理システムとは管路や水道施設の位置情報、布設年度や口径などを地図ソフトに取り込み、データベース化し、データ検索や集計、水運用に必要な解析などの情報処理を行って維持管理や管路更新といった業務に活用していくためのシステムでございます。この委託は統合前四市それぞれで運用しておりました4種類の管網管理システムを1つのシステムに統合し、新たにシステムとして導入するための業務委託でございます。業者の選定及び契約方法につきましては、四市及び水道用水供給事業が統合した当団の業務の特性に適したシステムを構築するためには同規模程度の水道事業者への導入実績を有し、豊かな経験を持つ業者の中から価格のみではなく操作性、機能性を含めて総合的に評価して選定する必要があったため、公募型プロポーザル方式により契約したところでございます。契約日は令和2年12月7日、委託期間はその翌日から令和6年3月15日までの約3年3か月間です。相手方は東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社、契約金額は総額で4億557万円でございます。現在までの業務の進捗状況につきましては、令和2年度からバルブ等の現地調査及び各市域既存のシステムデータ変換を行い、今年度は引き続き現地調査と最新状況を地図に反映するた

めのデータ収集を行っております。今後は情報の更新を行いつつ、来年度末には一部試験運用を開始し、令和6年度からの運用開始に向けて業務を進めてまいります。以上でございます。

**議員(佐久間勇君)** わかりました。ありがとうございました。

**議長(佐藤麗子君)** ほかに質疑はございますか。

**議員(竹内伸江君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 竹内議員。

**議員(竹内伸江君)** よろしくお願ひします。ただいま決算の内容について説明いただきましてありがとうございました。ちょっと細かいことの質問になりますけれども、水道メーターの開閉や検針業務については業務委託されているとは思いますが、まだセグメントごとで決算書にはそこまで詳しく書かれてないと思うのですけれども、どの部分で確認することができるのか、確認したいと思ひます。

**参事(業務課長)(花澤吉敬君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 花澤業務課長。

**参事(業務課長)(花澤吉敬君)** 徴収業務と検針業務の委託を市域ごとに行っている訳なのですが、契約本数は8本ですね、この8本の契約のうち四市域の徴収業務と君津市と袖ヶ浦市の検針業務の6本につきましてはセグメントごとの契約になりまして、令和5年度末までの長期継続契約となっております。残りの2本の契約というのは木更津市と富津市の検針業務になりますので、こちら単年の随意契約となっております、将来的には四市8本の契約を、いわゆる総括業務委託ということで、できないかということで今研究しているところなのですが、金額的には決算書にもでてきておりませんので、決算額について申し上げさせていただきますと、木更津市の徴収業務委託につきましては、こちら長期継続契約になりますが、1億1,576万5,872円になります。木更津市のいわゆる検針業務委託につきましては決算額5,991万1,240円になります。つづきまして、君津市の水道料金の徴収業務委託の長期継続契約分につきましては8,877万ちょっとですね。君津市の検針業務委託につきましては3,344万8,870円で、富津市の徴収業務委託につきましては、こちらが468万500円ですね。富津市の検針業務につきましては1,762万9,561円。つづきまして、袖ヶ浦市の徴収業務委託につきましては6,648万8,400円、袖ヶ浦市の検針業務委託につきましては2,261万8,243円ということになります。以上でよろしいでしょうか。

**議員(竹内伸江君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 竹内議員。

**議員(竹内伸江君)** ありがとうございます。5日の日に通告ということだったんですけども、今朝方通告したもので申し訳ございませんでした。なぜこれ聞いたかといいますと、先だって県企業局に対して県議会の一般質問でスマート水道メーターっていうのを提案されている議事録を拝見いたしました。これは離れた場所から水の使用量などのデータを水道事業者へ送信することができる通信機能を備えた水道メーターのことなんですけれども、その利活用として検針が難しい場所、例えば山間部など、遠隔して検針や自動開閉が行えるということなんです。当企業団も地域的に当てはまる場所もあるのではないかと考えましたんですけども、このようなスマート水道メーターの導入について、今後のことなんですけども、長期的な考え方も必要かなと思ひますので、お諮りいたします。

**事業計画室長(林豊君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 林事業計画室長。

**事業計画室長(林豊君)** 事業計画室の林です。スマートメーターの導入について御回答いたします。今現在スマートメーターというのはまだ規格というものが決まってはおりません。そういったところもありまして、御指摘のようにそういった検針が難しいところの利用というのは有効と考えており、今全体的な市場の動向を調査しておりまして、そういった規格が出来上がり次第導入の検討を進めてまいりたいと思っております。回答は以上になります。

**議員(竹内伸江君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 竹内議員。

**議員(竹内伸江君)** ありがとうございます。当企業団でも経験しましたけれども、災害や老朽化に伴う漏水トラブルの早期発見、また、常時検針による受量の変化に応じた水量調整などに役立てることも期待されるそうです。また、水道使用量のデータを活用することによって、異変があれば離れて暮らす親族にメールが届くといったようなこういう高齢者の見守りサービスも一緒に行えるというような話も聞いております。東京都の方で実証実験が始まったとも伺っています。今後水道事業における課題が更に顕在化されることが予想されます。先ほどの御説明でなかなか調整に時間が掛かっているってこれは本当に無理もないことだなんていうのも、御苦労本当にお察し申し上げます。人口減少に伴う水需要の低下や人手不足に伴う検針員の確保など業務委託料と比べて費用対効果がどうなのかという検証も必要かと思いますが、将来を見据えての準備もぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

**議長(佐藤麗子君)** ほかに質疑はございますか。

**議員(石上壘君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 石上議員。

**議員(石上壘君)** よろしくお願いたします。決算書の30頁、こちらの方の表の1番上ですが、法木第1・第2増圧ポンプ場に自家用発電機が設置された訳なんですけど、今年度もその工事されていると思うんですけど、こちらの発電機は新しいので試運転しなくても動くとは思いますが、今後のことを考えて試運転等というのはどういう間隔でやられていくのか、また、発電機でありますので燃料を使うと思いますが、この燃料の備蓄等はされているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

**浄水2課長(鈴木良彦君)** はい。議長

**議長(佐藤麗子君)** 鈴木浄水2課長。

**浄水2課長(鈴木良彦君)** 浄水2課からお答えします。自家発電機メンテナンス試運転等についてお答えいたします。水道施設に設置されております全ての発電機におきまして運転管理業務委託業務委託者による試運転と自家用発電機工作物の保守点検の業者によりまして、点検を月1回以上行っております。それから、発電機の燃料の備蓄につきましては発電機のサイズにもよりますが8時間から最大5日間の連続運転ができるだけのタンク容量を確保しております。以上でございます。

**工務1課長(吉岡保彦君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 吉岡工務1課長。

**工務1課長(吉岡保彦君)** 今の答弁について補足します。発電機燃料の備蓄について、工務1課から御説明させていただきます。燃料の供給体制は、令和元年度の台風被害に伴う長期停電の経験を踏まえ、令和元年度の台風直後に燃料会社2社と災害時等における燃料の供給に関する協定を締結して燃料確保に努めています。更に、長期停電に備え自家発電設備の連続稼働に対応できるように燃料の備蓄ではなく、調達ルートの多様化を目指しまして燃料団体等との災害協定締結に向け協議を進めているところでございます。以上でございます。

**議員(石上壘君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 石上議員。

**議員(石上壘君)** ありがとうございます。燃料の備蓄に関しては非常によくわかりました。これはどうしても備蓄すると危険物になってしまいますので、そういったところがどうなのかなと思って伺いました。あと、試運転のところですね、月1回以上やっているというところなので、非常時もしっかりと起動するのかなと思っております。良かったなと思っております。もう1点、発電機がバックアップ機能としてあるわけなのですが、もし停電等あったときに起動しなかった場合、遠隔操作なのか、それとも、人が行って起動するのかそういったところの体制というのはどうなっていますか。

**浄水2課長(鈴木良彦君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 鈴木浄水2課長。

**浄水2課長(鈴木良彦君)** 浄水2課からお答えします。発電機がバックアップとして起動しなかった場合の処置手順につきましては、万が一、発電機が起動しなかった場合にはリース業者による可搬型仮設発電機の確保や電源車の要請等により対応しながら同時に故障した発電機の修理を行ってまいります。起動しなかった場合には、こういった形でリースをするなどして他の代替機を用意しながら、同時に修理をしていくというような形で対応しようというふうに考えております。以上でございます。

**議員(石上壘君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 石上議員。

**議員(石上壘君)** わかりました。月1回メンテナンス運転しているので、そういう故障とか中々ないかなと思うんですけど、もし起動しなかった場合には、そういった連絡体制とかマニュアルですね、こういったものをしっかり整えていただいて人が変わってもそういったことがスムーズに行えるように体制を整えていただければと思っております。

次にもう1点だけ質問させてください。決算書31頁の表の1番上ですね、集中監視設備更新工事という木更津、君津市のところで行われた訳なのですが、こちらも停電時のことを考えると電源が喪失した場合、どういうふうになるのか、対策は図られているのかということをお伺いします。

**工務1課長(吉岡保彦君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 吉岡工務1課長。

**工務1課長(吉岡保彦君)** 工務1課から御説明させていただきます。集中監視設備がある大寺浄水場は災害に備え、送電線が比較的停電に強い特別高圧の電線を通常回線と予備回線の2回線で受電しております。令和元年度の台風においても一時的に停電したものの影響はほとんどありませんでした。また、大寺浄水場には自家発電設備も設置しており、集中監視設備がある中央監視室には電気が供給されるため、停電が発生しても対応することができます。しかしながら、浄水処理には対応できないことから今後懸念される大規模災害に備え、自家発電設備を能力の高いものに更新することを検討しているところでございます。更に令和元年度の台風被害の経験を踏まえ令和2年度に東京電力パワーグリッド株式会社と基本協定を締結し、停電の早期復旧について協力を得るものとしております。説明は以上でございます。

**議長(佐藤麗子君)** ほかに質疑はございませんか。

**議員(近藤忍君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 近藤議員。

**議員(近藤忍君)** 決算の中で安定的な経営のために企業債をどんどん下げるといふところの御

説明がございまして、今回木更津市の起債発行が当初予算から減にしております。富津市でも減になっていると思うのですが、これにつきましては巣ごもり需要として、収入が増えて現金が増えたため起債発行が必要ではなくなったのか、それとも起債対象事業そのものがなくなったことによる起債発行減なのかそのあたり説明いただきたいと思います。

**事務局長(松上晴彦君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 松上事務局長。

**事務局長(松上晴彦君)** ただいまの起債計画の見直しということについてなのですが、この辺は手持ちの資金をどれくらい持つかということに直結する問題です。統合化基本計画を作りました際に平成25年度を基準とすると記憶しておるんですが、そのときの年間の支出ですね、年間いくらくらいお金を出すのだろうということを踏まえまして、その大体4割に相当する金額は手元に置いておこうということで、どちらかというとキャッシュフローの方から考えて、議員の御指摘のように、確かに工事の見直し等の話も入って来たりですね、支出額が思ったより少なかったとか、収入が増えたとか、その辺のお金の入り方の状況、出方の状況を見ながら、最終的に起債を予定通りやるか、やめるかということを決定するという方向でやっております。

**議員(近藤忍君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。近藤議員。

**議員(近藤忍君)** いや、まさにそのあたりで、この予算編成の時かその1年前かちょっと忘れましたが、現金が比較的ふんだんにあるんじゃないかと、普通の市の一般会計の財政調整基金とかに比べて、このかずさ水道広域連合企業団は結構現金が多いので、もっと起債を減らしても大丈夫じゃないかなということは質問させていただいた記憶があるんですが、それぞれのセグメントごとにどれくらい現金を残すべきなのか、単純に現金だけじゃなくて起債とか、また施設の老朽化等で歳出がどれくらい掛かるのかとかいろいろな様なことがあるかと思うんですが、どれくらい残しておかなければならないのかとか、そういう基準というのが定められているということによろしいでしょうか。

**総務企画課副課長(増田政弘君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。増田総務企画課副課長。

**総務企画課副課長(増田政弘君)** はい。総務企画課から御説明いたします。各セグメントや全体の資金量につきましては、これまでのところ統合広域化基本計画の財政シミュレーションを踏まえまして、平成27年度の収益的支出の決算額の40%を各セグメントにおきまして確保するというを目安にしております。令和10年度までのセグメント会計が存続する間は、この数字を維持することを目途として考えております。

**議員(近藤忍君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。近藤議員。

**議員(近藤忍君)** とすると、今回起債の特に減をしなかった君津市とか袖ヶ浦の会計では、ほぼこの40%程度でそれほど資金に余裕がなかったがために、資金留保を確保するために起債を行ったということによろしいでしょうか。

**総務企画課副課長(増田政弘君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。増田総務企画課副課長。

**総務企画課副課長(増田政弘君)** はい。令和2年度決算の時点では各セグメントにおきまして、目安値を上回っております。上回っている金額を申し上げますと、木更津市域では2億7,261万8,000円、君津市域では2億7,755万2,000円、富津市域では6億

9, 817万8, 000円、袖ヶ浦市域では2億2, 602万円、それぞれ上回っているという状況でございます。

**議員(近藤忍君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。近藤議員。

**議員(近藤忍君)** 特に富津の上回り方が大きいような気がするんですが、それはまだ拡張事業があるからこれだけ現金を持っているということと理解してよろしいんですかね。

**総務企画課副課長(増田政弘君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。増田総務企画課副課長。

**総務企画課副課長(増田政弘君)** はい。先程申し上げました決算額の40%でみますと富津市6億円でございますが、近藤議員のおっしゃるとおり、拡張事業に充てる分を財源として確保しております。

**議員(近藤忍君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。近藤議員。

**議員(近藤忍君)** 概ね理解しました。今回聞いているのは、これだけ現金残すということが、27年度の段階で決められていて、それから社会情勢・人口構成等が変わってきている中、まもなく料金改定に関する検討と、あとその基本計画の変更等が始まってくるかと思うんですが、最終的にこれだけ現金を残せるようにということで各セグメントごとの料金体系が考えられてくるというようなことをまたそのうちに御説明いただけたらと考えてよろしいんですよね。それを確認させていただきたいと思います。

**事務局長(松上晴彦君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。松上事務局長。

**事務局長(松上晴彦君)** はい、そのような内容の説明というものは当然させていただくことになるかと考えております。

**議員(近藤忍君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。近藤議員。

**議員(近藤忍君)** 最終的には料金体系一本化ということになりますけれども、その間の過渡的なところで、これだけ残して、4つのセグメントが基本的に均一な条件にほぼ近づいてきたんで統合するということをシミュレーションしてと、わかりやすく作っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長(佐藤麗子君)** ほかに質疑はございますか。

**議員(橋本礼子君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。橋本議員。

**議員(橋本礼子君)** 君津市議の橋本です。本議会から参加いたします。よろしく願いいたします。

先程石上議員から質問のあった自家用発電機ですね、このことで1点伺いたいと思います。決算書で言いますと37頁になりますが、そこで令和2年度の今回の決算では、1件ですね、これは1件5, 000万円以上の契約なので載っているわけですが、ほかにあるのかという点と、今後ですね、この進捗状況の方をお伺いしたいと思います。やっぱり君津って令和元年の台風の被害で長期に渡り断水があった訳ですので、住民の方からしきりとその状況を聞かれることがありますので、この進捗状況についてお聞かせください。

**工務2課長(高木勝義君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。高木工務2課長。



**工務2課長(高木勝義君)** はい。御説明いたします。まず君津市域におきまして令和2年度はこちら記載のとおり、法木第1・第2増圧ポンプ場の自家発電設備の設置工事を実施しております。令和2年度につきましてはこの1件のみでございます。今年度につきましては、君津市域が小糸浄水場・鎌滝浄水場・小糸6号井・藤林送水ポンプ場の4カ所に設置を実施している最中でございます。こちらが完成いたしますと君津市の給水区域の約7割が令和元年度の台風時のような停電による長期断水はなくなるものと見込んでおります。

また、君津市域以外の市域については、まず木更津市域は主要な施設に設置済となっておりますので今後の設置予定はございません。次に富津市域ですが、今年度、竹岡の増圧ポンプ場、竹岡の加圧ポンプ場の2カ所に設置工事を実施しております。今年度の工事が完了いたしますと富津市域の給水区域の約98%が停電による長期断水はなくなるものと見込んでおります。ただし、現在、亀田浄水場にあります自家発電機に不具合が生じておりますので、来年度更新工事を実施していきたいと思っております。最後に袖ヶ浦市域につきましては、主要な施設に設置しております、給水区域の約86%が停電による断水がないものと見込んでおります。今年度は林加圧ポンプ場に設置工事を実施しており、また、令和4年度と5年度に井戸・取水施設2カ所設置を予定しております、その工事が完了いたしますと袖ヶ浦市域の給水区域の約98%が停電による長期断水はなくなるものと見込んでおります。説明は以上となります。

**議員(橋本礼子君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。橋本議員。

**議員(橋本礼子君)** ありがとうございます。7割が解決するというので、住民の方も大いに期待しているところなのですが、段々2年3年と月日が経っていきますので、ちょっと時期的にですね、小糸・鎌滝・藤林の完了の日というのですか、いつ工事が完了するのかというだけを教えていただきたいと思っております。

**工務2課長(高木勝義君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。高木工務2課長。

**工務2課長(高木勝義君)** はい。お答えいたします。まず、小糸浄水場ですが、完了見込みは1月28日となっております。次に、鎌滝浄水場と小糸6号井は1つの工事で実施しておりますが、こちらは3月25日、藤林送水ポンプ場は3月4日の工期で実施している最中でございます。

**議員(橋本礼子君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** 橋本議員。

**議員(橋本礼子君)** 令和2年度は1件ですが、3年度に3件ですか、やっていただけるということで事業に遅れがないように是非よろしく願いいたします。

**議長(佐藤麗子君)** ほかに質疑はございますか。

**議員(齊藤高根君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** 齊藤議員。

**議員(齊藤高根君)** ちょっと教えて下さい。11月2日は亀山ダムの勉強をさせていただきました。埋まっているということは現地を見てよく分かっております。ところが、この広域水道、いや県に聞いた方が良いのかな、小櫃堰を用料払って多分使っているのですけれども、小櫃堰も埋まっているんですよね。この小櫃堰についてはこれからどう関与していくのか、用料払っているんだから小櫃堰やれよというのか、この小櫃堰の堆砂の方針を教えてください。

**工務1課長(吉岡保彦君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。吉岡工務1課長。

**工務1課長(吉岡保彦君)** はい。工務1課から御説明させていただきます。小櫃堰頭首工については、過去の経緯から当企業団が70.6%、小櫃堰土地改良区が29.4%の負担として事業を進めることとなっております。小櫃堰の堆砂量は、定期的に河川の横断測量を実施しており、通年締切りとした当時は堆積量が増加したものの、堆積量は直近5年では大幅な増減はなく、現時点では浚渫の必要はないような状況になっています。説明は以上です。

**議員(斉藤高根君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** 斉藤議員。

**議員(斉藤高根君)** わかりました。ただ、私なんかは小櫃堰の中を許可を取って遊覧しているわけで、昔よりも埋まったなど、上流の河川の中には島ができていると、認識としてどうなのかなど伺ったんですけども、ないよという現状はいいですよ、この70と30で浚渫が必要になったときにそれを負担するのかしらないのかを教えてください。

**工務1課長(吉岡保彦君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。吉岡工務1課長。

**工務1課長(吉岡保彦君)** はい。河川の取水口付近に浚渫する必要が生じた場合は当企業団直営で浚渫を実施しております。ただ、小櫃堰の維持管理上、土砂の浚渫工事をするということになれば、小櫃堰頭首工の事業となりますので、先ほど申し上げました当連合企業団の70.6%と小櫃堰土地改良区の29.4%で費用を負担しなければいけないと思います。

**議員(斉藤高根君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** 斉藤議員。

**議員(斉藤高根君)** 了解しました。私は小櫃堰の方の組合員でもあるんで、よろしく願いいたします。以上です。

**議長(佐藤麗子君)** ほかに質疑はございますか。

**議員(笹生猛君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** 笹生議員。

**議員(笹生猛君)** はい。全般的なお話を伺います。今回決算のいろいろ説明を聞いたわけですが、今現段階としてセグメント会計と全体の数字が出てきていると。こういう中で統合していく中で袖ヶ浦市としては料金が値上げされる、どういう状況でされるのかということは、住民の中でも非常に気になる場所なのですが、企業団としての住民に対する説明責任どのように考えているのか、また、具体的にはどういう方法を考えているのか伺います。

**事務局長(松上晴彦君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** はい。松上事務局長。

**事務局長(松上晴彦君)** 確におっしゃるとおり、住民の皆様にごどのようなかたちで説明をするかということは今ちょっとどうしようかと正直考えているところでございまして、市役所にありました水道部が集められて企業団になっていることで、住民の方々と直接ルートがある組織ではなくなってしまったので、これから住民の方々と関わり方をどうやっていくのか具体的な方法を探っている最中です。一般的に広報紙でありますとかインターネットに載せるとか、そういうことはやろうと思えばすぐできるのですが、やはり住民の皆様と直接会って説明会のようなかたちというは行ってやっていきませんと、これはなかなか御理解を最終的に頂戴するのは難しいかということはおよく分かっております。ただ、すみません。本日現在、具体的な方法というのはまだないので、今後その辺も合わせて検討の方を進めたいと思っております。

**議員(笹生猛君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** 笹生議員。

**議員(笹生猛君)** はい。直接説明することが必要だということでは全くそのとおりだなと、今後具体的な方法を考えていただきたいと考えますけれども、今回ずっと説明を聞いていると、どうも住民に目が向いていないじゃないかと、我々地方自治体の議員としては非常にこう、我々も住民に対する説明責任があると同時に企業団としても説明責任が出てくると、これは種類が違うとか、若干違う重みになることとは理解していますが、今回の決算であったりその状況であったり、また水道の料金がどういうふうに検討されているかというプロセスに関しても、やっぱり、「値上げします。決まりました。それでは値上げよろしいですね？」とかたちにするのは、僕これまずいと思うんですけども、そのへんについても今言ったように直接の説明を行ったりということはするということではよろしいでしょうか。

**事務局長(松上晴彦君)** はい。

**議長(佐藤麗子君)** 松上事務局長。

**事務局長(松上晴彦君)** 基本的にそれは避けられない、というそういった認識でございます。

**議員(笹生猛君)** はい。

**議長(佐藤麗子君)** 笹生議員。

**議員(笹生猛君)** 実際に今我々が数字を扱っているのは、自分の市のところのセグメントとあと全体像だと、そこにやっぱりギャップがあったり、これはじゃ、どういうふうに埋めていくのかというのに関しては、今回初めて決算を見たんですけども私自身どうしていいのかと分からなかったのでも聞いたわけです。今やろうとしていることはよく分かりますので、この辺は検討する中でも状況も含めてどんどん開示していただきたいと思います。以上です。

**議長(佐藤麗子君)** ほかに質疑はございませんか。

**議員(石井志郎君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 石井議員。

**議員(石井志郎君)** 私監査なんで、質問するつもりはなかったんですが、先ほどの補足説明について何点かお聞きしたいと思います。過去にこの統合事業を始めるときに、大勢の方が知恵を出し合って料金体系とか今後の基本計画ですか、統合計画というのを作ってきたと思うんですね。唐突に2～3年で異動してしまう、そういう中で継続してできる計画を作らなくてはいけないから、横浜ウォーターですか、というところと業務委託をした。そういうようなお話がありました。個別に、どこからきている職員さんが2～3年でいなくなる。四市のセグメントから来ている職員さんは、水道をずっとやってきた人ですから、ある程度長くそこに留まってくれると思うんですね。その職員に対しては、プロパー職員を増やしていこうということで、四市からの派遣を減らしていこうというような動きになっていると思います。そういう中で、いつまでも県の方から腰かけのつもりでですね、2～3年でいなくなるんだから、我々には責任取れないから、コンサルタント会社と契約するというふうに私には聞こえてしまいました。先ほど来、これだけの議員から今までにないような質疑を皆さんはちゃんと答えてきてるんですね。それだけのやっぱり能力がある方々がいて、なぜ横浜ウォーターと業務契約しなければいけなかったのか。誰が2～3年でいなくなるのか、その辺改めてもう一度御説明いただけますか。

**事務局長(松上晴彦君)** はい、議長。

**議長(佐藤麗子君)** 松上事務局長。

**事務局長(松上晴彦君)** まずその2～3年でいなくなる、の部分からお答えさせていただきます

が、派遣職員というのは基本的にすべて1年間なんです。派遣期間はすべて1年です。それを更新するかどうかの、この判断はうちではなくて構成団体がどうお考えになるかということです。ですから、1年間だけで更新されない職員もいる一方で、何年間うちの方に派遣期間が更新されるといふ職員もいるということでございます。そういったわけで誰が何年いるかというのは、正直、各構成団体の人事の方のお考えがどうかということでございます。

それから、横浜ウォーターの件につきましては、先ほど説明したことの一部重複となりますが、正直申しまして、5つの団体をひとつにすると、そこに様々な違いが生じまして、これの擦り合わせをやっていくということは結構時間がかかってしまう。このことというのは、私もう避けられないと思っていて、といのはそれぞれの派遣でいらっしゃっている皆さまというは、それぞれ育った組織で培った常識を持ってらっしゃる。つまり、初めて違う常識を語る人間と出会った際に、自分のやっていることは正しかった、相手もそう言う、そうすると、じゃあどうしたものかということになるんですが、ここにやはり違う視点からの調整が入りませんと平行線で終わってしまう。実際にそれに近い現象も起こっているという部分もあってですね、ここはなかなかやっかいな部分でございます。それと、さらにもう少し具体的な話をさせてもらいますと、いわゆるお客様対応の仕事をしているのが、業務課というところになりますけれども、こちらのお客様対応の業務マニュアルというのが各構成団体では必ずしも体系的に整備されていない。どうも書面化もきちんとされているわけではない。となりますと、何が困るかという業務課に派遣されてきている、ある市の職員の方以外は自分の市域のお客様についての対応が難しい、というのもその市で今までどうやって問題に対する対処をやってきたかが分からないので、ほかの市の人間が手伝うわけにいかない、手伝えない。そうしますと人数がいるんですけど結局一人に対する負荷がかかってしまう。そうなるともう、かずさ水道広域連合企業団のルールというものを確立して、派遣でいらっしゃった方々はこれを覚えてくださいと、これに基づいて仕事をやってほしいという形にしませんと、私の見る限り混乱というものがなくなるとはちょっと思えないというのが正直なところでございます。以上でございます。

**議員(石井志郎君)** はい。

**議長(佐藤麗子君)** 石井議員。

**議員(石井志郎君)** ここで議論するつもりないんですけど、四市がまとまるときにいろいろな議論されました。で、最終的に公益性を考えて富津市は非常に苦渋の選択をして、いろいろな条件を飲んだっていう経緯があります。そういう経緯知ってますか。これはね、みんな努力してやってきたんです。その結果、四市が一緒になったんです。そのときの条件はその時の皆さんが苦労してね、要するにその料金体系なんかも考えてきたわけですよ。ただ、この3年間の間にいろいろな諸問題ができてきて、今後令和6年の料金体系の見直しをどうしようとか、要するに10年後の料金体系の見直しはっていうことで、皆さん苦労しているの分かります。ただね、それ今までやってきたんですね。先ほど袖ヶ浦の議員からも質問がありました。料金体系を説明するのに、セグメントから来ている職員に聞けばすぐ分かりますよ。富津市こういうふうになる袖ヶ浦こうなる。是非、自分の派遣元に相談してね、料金体系の改定を言ってくれと。今までやってきましたよ、議会でも説明に説明員として来て、料金改定のことやってくれました。何も知らないんですか。そういうことを知ってて、新しいコンサルタントと契約するなら結構ですよ。それだけの努力をしてきたんです、先人が。そういう中で1年でいなくなる、派遣職員。そういうふうに言ったらね、市から派遣されている職員可哀そうですよ。一生懸命頑張っているんですよ、あなた方より。その辺ね、奢りを持たないで企業経営していただ

きたいと思います。いかがですか。

**事務局長(松上晴彦君)** はい、議長。

**議長(佐藤麗子君)** 松上事務局長。

**事務局長(松上晴彦君)** どうも話に誤解があるようなので、もう一度ちょっと言い直しをさせていただきますが、料金問題については、現行のこれまでやってきた料金体系を今後は続けないという将来があるからこそ、32万の給水人口を持つ水道事業体がどういう料金体系にするのかというこれからの問題なので、そこを考えていかなければならない、となりますと、32万の水道事業経営をやった構成団体の職員、まあ、県水はもっと大き過ぎるんで話が違いますが、地元四市に関してはそれぞれの水道事業については努力されてきたことは分かっております、ただ、これから将来像を考えると、その延長線上でできるのかということとちょっとこれは難しいんでないのかということでございます。

それから、1年で帰る云々の話は、これはそういう制度になっているということです。つまり、職員・公務員の派遣は基本1年なんです。それを更新するかどうかにつきましては、それは構成団体の御判断なので、だから、腰掛でまあ1年か2年か3年か10年いようかということは、私共がどうこうではなく構成団体の人事が御判断されるということでございます。一応そういうことでございますので、どうも、私の申し上げたことが伝わらなかった点は非常に申し訳ないんですが、過去の努力を馬鹿にする云々ではなくて、これから未来を創っていかなくてはならないのでどうしようかという問題なのであって、そのことが直ちに過去を否定するということではないと私は考えます。以上でございます。

**議員(石井志郎君)** はい。

**議長(佐藤麗子君)** 石井議員。

**議員(石井志郎君)** ここで議論するつもりないんで、これで最後にしますけど、料金体系変えるっていうのは、富津市でもそうです。木更津袖ヶ浦みんなここに来ている議員は自分達の市域の権益を持ってきているわけですね。やっぱり市民の生活を考えたときに今後どのように料金体系をまとめていけるのかということで、いろんな考えはあると思いますけれどそれだけ一緒に来ているんですね。そういう中で、先程来、事務局長が説明している横浜ウォーターに業務委託するということの意義が感じられなかったから質問させていただきました。で、それも事前に議会にも説明はなかった。今回私監査ですから質問しませんが、どういう契約内容で、いくらで契約しているのか、そういうのも一切説明ないですよ。先程の話の中でもなかったです。3,000万円以上のところにはなかったですから、3,000万以下でしょう。それが何年契約なのか、なんの業務委託なのか、文書も見えない、それを我々に認めろと言ったって認められないですよ。私監査で聞いてたら、これ認めないですよ。そういうのは。ただ私は監査で判子押してますので、内容については否定するつもりはありません。ただその辺のところをしっかりとやっぱり議会に説明していただかないと。これ議会ですから。これ議会ですからね。議会ってのいうのはそれだけの権限を持って開かれているわけですから、その辺はしっかりと把握していただきたいと思います。

**事務局長(松上晴彦君)** はい、議長。

**議長(佐藤麗子君)** 松上事務局長。

**事務局長(松上晴彦君)** 金額については申し上げたのですが、お聞き取りになれなかったということだと思います。申し上げますが、調査委託が2件でございます、金額が合計で154万円でございます。これは令和2年度決算の中にある数字でございます。それから、議会への説明ということは一般論といたしましては全く否定するものではないのですが、公営

企業体の説明の仕方というのは、先ほど申し上げた通りですが、どういうやり方でやるかということになりますと、5つの団体が一緒になったので、今現在踏襲させてもらっているのが、旧君津広域水道企業団で行われていたやり方を基にして令和元年度から様々な実務を行っているところなので、それと同様なやり方で金額につきましては企業長決裁を要する委託契約については主な委託料ということで説明をやってきていると、それ以下について説明をしないというのは別に議会軽視云々の問題じゃなくて、今までそういうルールでやってきて、地方公営企業法というのは、先ほども申しましたけど、款項までの説明が基本であって、そこから先の説明というのは金額の極めて大きなものの説明をするというのが一般的なやり方です。ですから細部に至るまで予算内容の説明をやっているというのが、誠に申し訳ないですけども、私も公営企業に関わってきたんですけど、そこまでやるという常識は私にはございませんでした。これもただおそらく常識の相違ということで今後すり合わせていかななくてはならない話ではないかと認識はしております。ただ、私は調査事業の段階から説明をするという一般会計のやっている内容というのは、これから政策を展開しようという段階にあって調査事業はその出発点なのでこういう政策を行う、そのための基礎調査を行うと、こういう文脈で説明されるのが一般的かと思います。それに対しまして、今回の調査事業は統合広域化基本計画の中で広域連合ビジョンを作るのだという流れが決まっておって、そこに内容の委託をする前の段階として、私どもの現在の事業体制の何が問題なのかというものがちゃんと整理されませんと次のステップにいけませんので、連合ビジョンを作るために勝手に委託をしたというような言い方をされましても、そこにまだたどりつけないので、まずは時間を優先して外注をさせていただいたということでございます。ですから、委託がまかりならぬということであって、職員でやれというならば、そういう選択ならばやむを得ませんが、事務局長の私といたしましては時間をここは優先すべきではないかという判断をさせてもらいまして、頂戴しております権限の範囲内で予算流用等執行の方をさせてもらったということなので、全く私が意図的に議会軽視をやってるという感覚は持ってございません。以上でございます。

**議員(石井志郎君)** 議長。

**議長(佐藤麗子君)** 石井議員。

**議員(石井志郎君)** ありがとうございます。これで終わりにします。答えは結構です。十分事務局長の話はわかったつもりですが、先日の懇話会のときに横浜ウォーターの方が来て説明を受けた時点からちょっと掛け違いがあるんじゃないかと思います。こういう前段があって、前段の説明が会った後に横浜ウォーターさんがきて説明するのなら十分意図的なものは感じられるんですが、先に横浜ウォーターさんがきて料金改定という題目で話されたときになんなのですかという、私質問させていただきました。それが、今後事務方の方で十分協議していただきまして、よりよい企業団経営ができますようお願いして、以上で終わります。

**議長(佐藤麗子君)** ほかに質疑は。

**議員(笹生猛君)** はい。

**議長(佐藤麗子君)** 笹生議員。

**議員(笹生猛君)** 非難とかじゃないですけど、松上さん、聞いてもらいたいんですけど、今のやり取りを聞いてて、県の職員の地方自治の感覚と市の職員の地方自治の感覚が違うと思ってるんですよ。それはどっちがいいとか悪いとかって話じゃなくて、今のところのポイントは擦り合わせをするっていうか、観点が違うよね、だからその観点を合わせませんかというところに立って話をした方がうまくいくんじゃないのかなと聞こえたんですよ。今の話だと「私達は落ち度がありません」って、落ち度の話をしてるんじゃないかって、どうしたらうまくいくのかっ

ていうところに立って聞いてもらいたいですよ。そこが足りなかったんじゃないのかなど。なんでこんな話をしたかというところ、さっきの住民説明っていうところに関しては、今のところからだと説明にならないと思うんですよ。住民が今かずさで水道が広域になって今後一体どうなるのか、料金が上がるって聞いているけどどうなるのかって、そういう不安があるところで今みたいに、「法的に落ち度はありません、こうです」って言われても、「いやいや、そうじゃなくて」って。そここのところの感覚の差のところをちょっとつかんでもらいたいなと思ったので、最後こういう話をしているんですよ。だから、今のは、どっちが良いとか悪いとかっていう話を私はしているつもりはないので、この観点が違っているところをじゃあ今後どうしたら擦り合わせができて、この企業団として方向性を作れるのか、というところに立ってもらいたい。これは答弁結構です、そういうところに立って今後もちよっとやってください。

**議長(佐藤麗子君)** ほかに質疑はございませんか。

**議員(佐久間勇君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** 佐久間議員。

**議員(佐久間勇君)** はい。私通告はすでに質問させていただきましたけれども、一点追加で入れさせていただきます。やはり令和2年度の会計の決算の認定ということですのでそのお話をさせていただきます。

38頁をお願いいたします。イの業務委託契約について1点だけお聞きいたします。令和2年4月1日、富津市、木更津市、これは契約者がそれぞれ書かれております。この金額が、富津市域水道施設運転管理業務委託と袖ヶ浦市域水道施設運転管理業務委託、この名目は令和3年3月の5日も同じ内容です。同じ契約者相手です。富津市域の場合は4、800万云々、袖ヶ浦市域の場合が1億200万ぐらい。それが令和3年の3月の5日になりますと、富津が3億8,500万、袖ヶ浦が3億3,600万ということになっておりますが、このあがったところの内訳をお聞きしたいと思います。

**浄水2課長(鈴木良彦君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** 鈴木浄水2課長。

**浄水2課長(鈴木良彦君)** 浄水2課からお答えいたします。申し訳ございません、手元に詳しい資料がございませんので内容についてちょっとお話させていただきます。この業務委託契約、上段にあります4件についてですが、対象の業務が令和2年度中の業務になります。で、この下の令和3年3月5日の契約日になっております富津市域水道施設運転管理業務委託と袖ヶ浦市域水道施設運転管理業務につきましては、令和3年度から、3、4、5の3年間の長期の契約を結びました。運転管理業務につきましては、統合前それぞれの市域で各業者さんの方にそれぞれの契約方法で委託をしていたところなんです、これもゆくゆくは統合していく統一していくというかたちの中で、集中監視設備をまず統合して、そうしないと監視場所がばらばらになってしまいますので、それが統一してから徐々に統合していくというかたちになっておりました。どうしてこういうかたちになったのかと言いますと今回ですね、今年度中に木更津市域と君津市域の集中監視設備が完成いたします。来年度から木更津市と君津市それから水道用水供給事業の大寺浄水場の運転管理の方は統合・統一していくかたちにはなっておりますが、富津市域と袖ヶ浦市域については集中監視設備がもう少しあとになってきますので、それまでの間、別々に契約をするというかたちで、この2件につきましては制限付き一般競争入札で期間は3年間と定めましてこうなりました。ですので、この金額については、1年分ではなくて3年分というかたち、それからあの業務内容も徐々に合わせていこうというふうなかたちにしております。木更津市域の方では運転管理業務の中に、例えば薬品調達ですと

か関連業務で場外施設の除草の委託ですとか、そういったものも含めております。そういったものもこの委託の内容を合わせていくという観点から袖ヶ浦市や富津市についても今まで別々に発注していたものを組み込んだりというようなかたちで金額が上がっています。その分ほかの委託料が下がっておりますので、トータルとしては若干3年間としては統合効果が出ているところになっております。内容としてはそういったかたちになっております。以上でございます。

**議員(佐久間勇君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** 佐久間議員。

**議員(佐久間勇君)** はい。よく分かりました。ありがとうございます。こういう説明にしていただけでも本当に分かります。そのように令和2年度4月は単年度だったけれども3年の3月からは3カ年。よく分かりました。ありがとうございました。

**議長(佐藤麗子君)** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤麗子君)** 質疑はないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤麗子君)** ないものと認め討論を打ち切ります。

これより議案第3号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長(佐藤麗子君)** 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

開会は午後4時5分といたします。

(5分後、再開)

**議長(佐藤麗子君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に報告第1号について、事務局から報告願います。

**事務局長(松上晴彦君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** 事務局長松上晴彦君。

**事務局長(松上晴彦君)** それでは、報告第1号でございます「令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について」の補足説明をさせていただきます。

議案書は19頁をお開き願います。

本件は、地方公営企業法第26条第1項及び第2項の規定によりまして、令和2年度予算の一部を令和3年度に繰り越したものでございます。同条第3項の規定によりまして、その旨を議会に報告しようとするものでございます。

繰越の内容でございますが、21頁の方をお開きください。

水道事業の部におきまして、資本的支出のうち建設改良費で、計算書の中ほどの「翌年度繰越額」の一番下の行に記載をしております。1億4,038万2,000円を繰り越したものでございます。

23頁をお開き願います。



水道用水供給事業の部におきましては、資本的支出のうち建設改良費で、計算書の中ほどの「翌年度繰越額」の一番下の行に記載をしております10億8,394万3,300円と、次頁の24頁、こちらも水道用水供給事業の部でございますが、その水道事業費用のうち営業費用で、やはり計算書の中ほどの「翌年度繰越額」一番下の行に記載があります5,500万円の合計で11億3,894万3,300円を繰り越したものでございます。

繰越の理由につきましては、説明欄に記載をしておりますが、他団体が施工する工事の影響や工事の内容の見直し、機器製作に時間を要したことなどにより建設改良繰越となりました事業が、水道事業で5件、水道用水供給事業で5件の10件、新型コロナウイルス感染症の影響により、事故繰越となった事業が水道用水供給事業の1件で、合計11件でございます。

説明は以上でございます。

**議長(佐藤麗子君)** 報告第1号については、ただ今の報告により、御了承願います。

次に報告第2号について、事務局から報告願います。

**事務局長(松上晴彦君)** はい。議長。

**議長(佐藤麗子君)** 事務局長松上晴彦君。

**事務局長(松上晴彦君)** それでは、報告第2号「令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について」の補足説明させていただきます。

議案書の25頁を御覧ください。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づき算定をいたしました資金不足比率につきまして、監査委員の意見を付けて、議会に報告しようとするものでございます。

27頁をお開きください。

資金不足比率につきましては、令和2年度決算におきまして、水道事業、用水供給事業、ともに資金に不足が生じていないため、算定表に記載のとおり該当はございません。

以下は資金不足比率の算定方法の説明でございますが、資金不足比率は公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較をしまして指標化をいたします。つまり、経営状況の悪化の度合いを示すものでありまして、ページ下部の太線に記載があります算式の分子の数値がマイナスになりますと、資金に不足がないということを示します。

なお、29頁以降「経営健全化審査意見書」となりまして、32頁、3の審査の結果にありますとおり、資金不足比率とその算定基礎となる書類が法令に適合し、かつ正確であるとの意見をいただいております。

説明は以上でございます。

**議長(佐藤麗子君)** 報告第2号については、ただ今の報告により、御了承願います。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

**参事(業務課長)(花澤吉敬君)** 議長。すみません。先ほどの答弁について訂正よろしいでしょうか。

**議長(佐藤麗子君)** 花澤業務課長。

**参事(業務課長)(花澤吉敬君)** 業務課長の花澤です。先ほど私の答弁の中で、富津市の水道料金等徴収業務委託の金額を468万500円と申し上げたと思いますが、訂正させていただきます。金額が5,616万6,000円の誤りでしたので訂正させていただきたいと思っております。以上です。

**議長(佐藤麗子君)** 訂正はできれば議案を審議する前の段階で訂正していただかないと議案審

議に影響しますので、次回から気をつけてください。

**参事(業務課長)(花澤吉敬君)** すみませんでした。

**議長(佐藤麗子君)** 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

~~~~~

### 広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

**議長(佐藤麗子君)** ここで、広域連合企業長から閉会のあいさつがあります。

**広域連合企業長(渡辺芳邦君)** はい。

**議長(佐藤麗子君)** 渡辺広域連合企業長。

**広域連合企業長(渡辺芳邦君)** 閉会に当たりまして、一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも、議員皆様方の深い御理解と御指導、御協力をお願い申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

~~~~~

### 閉 会

**議長(佐藤麗子君)** これをもちまして、令和3年11月8日かずさ水道広域連合企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

( 令和3年11月8日 午後4時11分 )

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

令和3年11月8日

かずさ水道広域連合企業団議会議長 佐 藤 麗 子

同 会議録署名議員 佐 久 間 勇

同 会議録署名議員 斉 藤 高 根